

国海安第 103 号の 2
令和 7 年 10 月 15 日

別紙 関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局安全政策課長
鈴木 長之
(公印省略)

船舶検査心得の一部改正について（通知）

脂肪酸メチルエステルや植物油等（以下「バイオ燃料」という。）と重油又は軽油等との混合物（以下「バイオ燃料混合油」という。）について、バイオ燃料の体積が 25%を超えるものについては従来から国際バルクケミカルコード（IBC コード）において液体化学薬品として定義されているところですが、令和 7 年 4 月に開催された第 83 回海洋環境保護委員会（MEPC83）において、バイオ燃料混合油の内、バイオ燃料の体積が 25%を超え 30%以下のものを他船への供給目的で運送する場合は、油タンカーでの輸送を認める暫定ガイダンス（MEPC.1/Circ.917）が承認されました。

今般、当該ガイダンスの GHG 排出削減に資するバイオ燃料の利用拡大との趣旨に鑑み、他船に供給する目的でバイオ燃料混合油（バイオ燃料の体積が 25%を超え 30%以下のものに限る。）を運送する液体化学薬品ばら積船について、適用される技術基準を油タンカー準拠とするため船舶検査心得の一部を別添のとおり改正しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

なお緩和される基準は船舶に対するもののみであり、船舶所有者、船長、乗組員等に対する基準・要件等は緩和されませんのでご留意ください。

一般社団法人 日本船主協会	理事長	篠原 康弘
日本内航海運組合総連合会	理事長	河村 俊信
全国内航タンカー海運組合	会長	宍倉 俊人
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長	井上 清登
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事	斎藤 英明
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事	岩本 泉
一般社団法人 日本舶用工業会	専務理事	矢頭 康彦
一般社団法人 日本舶用機関整備協会	専務理事	田中 独歩
一般財団法人 日本舶用品検定協会	常務理事	小濱 照彦
一般社団法人 日本船舶電装協会	専務理事	渡田 滋彦
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事	濱田 哲
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事	加藤 光一
一般社団法人 日本化学工業協	会長	岩田 圭一
一般社団法人 日本海事検定協会	会長	石田 正明
一般財団法人 新日本検定協会	会長	阿久根 泰一
一般社団法人 日本旅客船協会	会長	加藤 琢二
一般社団法人 日本外航客船協会	常務理事	伊藤 正幸
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常務理事	畠山 博文
一般社団法人 大日本水産会	専務理事	高瀬 美和子
一般社団法人 海洋水産システム協会	会長	平石 一夫
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事務局長	田北 順二
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	会長	阿部 昭一
一般社団法人 日本作業船協会	会長	千葉 光太郎
一般社団法人 日本海事代理士会	会長	松井 直也
全日本海員組合	組合長	松浦 満晴
公益社団法人 日本海難防止協会	会長	池田 潤一郎
日本小型船舶検査機構	理事長	高野 裕文
一般財団法人 日本海事協会	会長	菅 勇人
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan	増永 幸大郎
DNV AS	Country Manager, Japan	Stian Erik Sollid
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代表者	濱中 誠司
ビューローベリタスジャパン株式会社	船級部門長	杉原 義之

船舶検査心得 新旧対称表

○1-1 船舶安全法施行規則

(傍線は改正部分)

新	旧
第4章 雜則 (資料の供与等) 51.5(a)~(g) (略) <u>(h) 第51条第5項第6号の規定は、危険物船舶運送及び貯蔵規則心得139.0(d)の要件を満たす船舶には適用しない。</u>	第4章 雜則 (資料の供与等) 51.5(a)~(g) (略) (新設)

○2-3 船舶防火構造規則

(傍線は改正部分)

新	旧
第1章 総則 (特殊な船舶) 5.0(a)~(c) (略) <u>(d) 危険物船舶運送及び貯蔵規則心得139.0(d)の要件を満たす船舶について、第57条の規定は、タンカーとして適用して差し支えない。</u>	第1章 総則 (特殊な船舶) 5.0(a)~(c) (略) (新設)

○3-1 船舶設備規程

(傍線は改正部分)

新	旧
第1編 総則 (特殊な船舶) 4.0(a)~(i) (略) <u>(j) 危険物船舶運送及び貯蔵規則心得139.0(d)の要件を満たす船舶について、第165条の</u>	第1章 総則 (特殊な船舶) 4.0(a)~(i) (略) (新設)

規定はタンカー（船舶区画規程第2条第2項のタンカーをいう。）として適用して差し支えない。

○5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線は改正部分)

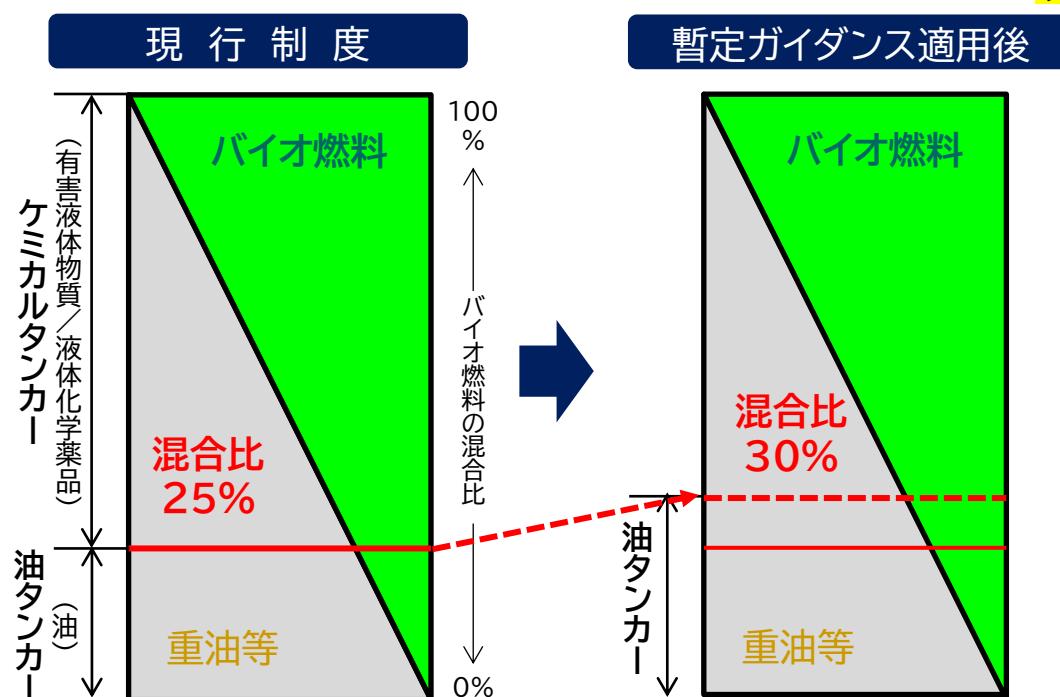
新	旧
第2編 危険物の運送	第2編 危険物の運送
第1章 通則 (危険物取扱規程の供与) 5-8.1(a)~(d) (略) (e) 139.0(d)の要件を満たす船舶については、5-8.1(d)の事項等の記載を要しない。	第1章 通則 (危険物取扱規程の供与) 5-8.1(a)~(d) (略) (新設)
第2編 危険物の運送	第2編 危険物の運送
第3章 ばら積み液体危険物の運送	第2章 危険物の個品運送等
第1節	第1節
(同等効力) 139.0(a)~(c) (略) (d) 次に掲げる全ての要件を満たす船舶については、規則第3章第3節の規定にかかわらず、液体化学薬品ばら積船の要件に適合するものとして取り扱って差し支えない。 (1) 油タンカー（貨物倉の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶（専らばら積みの油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油をいう。）以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）に要求される技術基準に適合しているもの。 (2) 油又は以下の液体化学薬品のみをばら積み運送する船舶であること。 (i) 脂肪酸メチルエステル及び重油又は軽油の混合物（脂肪酸メチルエステルの体積が25%を超え30%以下のものであって、引火点が60°Cを超えるものに限る。） (ii) 植物油及び重油又は軽油の混合物（植物油の体積が25%を超え30%以下のものであって、引火点が60°Cを超えるものに限る。） (iii) エチルアルコール及びガソリンの混合物（エチルアルコールの体積が25%を超	(特殊な船舶) 139.0(a)~(c) (略) (新設)

<p><u>え 30%以下に限る。)</u></p> <p><u>※(iii)については、引火点 60°C以下の油の積載が禁止されない船舶に限る。</u></p> <p><u>(3) 液体化学薬品のばら積み運送は他船への燃料供給を目的とした運送に限ること。</u></p>	
<p><u>140..0(a) <u>139.0(d)の要件を満たす船舶については、規則第3章第3節第14款の作業要件は適用しない。</u></u></p> <p><u>(b) 139.0(d)の要件を満たす船舶が、エチルアルコール及びガソリンの混合物（エチルアルコールの体積が 25%を超える 30%以下に限る。）を運送する場合は、規則第326条の規定を準用する。</u></p>	(新設)
<u>心得附則</u>	
<u>(施行期日)</u>	
<p><u>(a) この改正は、公布日から施行する。</u></p> <p><u>(b) 危険物船舶運送及び貯蔵規則心得 139.0(d)の要件を満たす船舶について、その用途を「液体化学薬品ばら積船兼油タンカー」に変更する場合又は同要件を満たしていた船舶が用途を「液体化学薬品ばら積船兼油タンカー」から「油タンカー」に変更する場合にあっては、船舶設備規程心得附則(昭和 59 年 8 月 30 日)附 2.16(a)において規定する「主要な変更」には該当しないものとする。</u></p>	

船舶用バイオ混合燃料の輸送に関する暫定ガイダンスを受けた制度変更について

- 船舶用バイオ燃料混合油の貨物輸送では、バイオ燃料の混合割合25%を境に、25%を超えるものは、「有害液体物質/液体化学薬品」として運送し、25%以下は油扱いで運送することが規定※。
- ※国内:危険物船舶運送及び貯蔵規則等、海洋汚染等防止法、国際:国際バルクケミカルコード(IBCコード)
- 2025年4月開催の第83回海洋環境保護委員会(MEPC)にてバイオ燃料(FAME等)の混合割合が体積比で25%を超え、30%以下の燃料油(以下、B30混合油)のバンカリングを油タンカーでの輸送が可能とする「従来のバンカリング船によるバイオ燃料混合油輸送に関する暫定ガイダンス(以下、暫定ガイダンス)」が承認。
- 今般、暫定ガイダンスのGHG排出削減に資する趣旨に鑑み、船舶の技術基準等を改定。

貨物輸送の場合の制度比較※



ケミカルタンカーと油タンカーの貨物輸送における主要な比較

	ケミカルタンカー (有害液体物質／液体化学薬品)	油タンカー (油)
船体構造	2重構造。外板と貨物タンクの離隔距離は油タンカーより大。	2重構造等。外板と貨物タンクの離隔距離はケミカルタンカーより小。
素材材質	貨物タンク等は、耐腐食メッキ鋼材、ステンレス等が必要。	貨物タンク等は、鋼材が必要。
排出規制	ストリッピング装置等で処理後、1ppm等以下で海洋排出。	油分濃度計を用い、積載量の3万分の1以下で海洋排出。

※船内で燃料として利用する場合には、混合割合による制限無いが、バイオ燃料混合油を貨物輸送として運送する場合に、25%を境に船舶に求められる設備が変わる。

暫定ガイダンスを受けた対応

- B30混合油は、物性上は有害液体物質/液体化学薬品(以下、ケミカル)と位置づけられており、油タンカーで輸送を行うには、船舶検査及び船舶検査証書の書換を経て、緩和するものとする。
→ B30混合油の積載が可能であることを記載する等(詳細は「油タンカーによるバイオ燃料混合油の運送に係る船舶検査等手続きについて」を参照)
- B30混合油の輸送は他船に燃料を補給することのみを目的としたものに限る。
- B30混合油を含む水バラスト等は陸揚げすることとし、海洋に排出しないことを定めた規定を制定し、船内に備えおくこと

1. 船舶検査及び船舶検査証書の書換

船 舶 檢 査 証 書

1/2

船種及び船名	
船舶番号、船舶検査登録票の番号又は漁船登録番号	
船舶港又は定係港	
総トン数又は船舶の長さ	
用途 用途	液体化学薬品ばら積み船 兼 油タンカー
船舶所有者	
有効期間	まで
航行上の条件	
航行区域又は從業制限 (国際航海上に従事する船舶にあっては、その旨)	液体化学薬品ばら積み運送は他船への供給を目的とした運送に限る。
最大搭載人員	貨物艙には以下の液体化学薬品以外の液体化学薬品をばら積みの貨物として積載することを禁止する。

用途欄
の書換

航行上の
条件欄に
追記

2. 海洋への排出の禁止(規定の制定と備え置き)

- 暫定ガイドラインでは、B30混合油用に承認された油排出監視装置(ODME)がない場合、全ての残渣、タンク洗浄物を陸上に排出する事を条件とすることが定められている。
- 現状、B30混合油用に承認されたODMEが無いことを鑑み、B30混合燃料を含む水バラスト等は海洋排出をしないことを条件とする。

バンカリング船(タンカー)のイメージ

